

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
白鷹町	東横田尻地区 (下町、町中、田尻上)	令和4年3月9日	令和5年3月29日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	128ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	74ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.11ha

注：④の面積は、以下の「5 中心経営体」の「備考（今後引き受ける意向のある耕作面積）」欄の合計の面積を記載します。

## 2 対象地区の課題

隣地農地所有者との情報交換を密にし、地域内の担い手への集積・集約化を戦略的に進めていく。また、効率的な農業経営につなげていくため、基盤整備に取り組む体制を整えていく。  
なお、水利や担い手の確保、土地改良施設の老朽化などの問題については、蚕桑地区全体の課題として捉え、他地区との調整を図っていく必要がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載します。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

法人や後継者がいる中心経営体それぞれに意向を確認したうえで、集約が可能な中心経営体に対し、地区を超えた交換分合や効率的な集約化を進めていく。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と町が判断する集落営農及び町の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。